

# 大飯原発運転差し止め訴訟判決と 国土強靱化基本計画に想う

●  
在田 一則

2014年5月21日、福井地方裁判所(裁判長 樋口英明裁判官)は関西電力大飯原発運転差し止め請求裁判において、3・4号機の再稼働を認めないという画期的な判決を言い渡した。東京電力福島第一原子力発電所の事故前にも原発訴訟はいくつかあったが、ほとんどは住民原告側が敗訴していた。それは、裁判所が「差し迫った具体的危険性があるとまで言えない」として、原発の具体的な危険性の有無についての判断を避けてきたからであった。

しかし、現実には、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震に起因する福島第一原発の少なくとも90万テラベクレルと推定される大量の放射性物質が外部に放出されるという我が国にとっては未曾有の過酷事故(公害・環境汚染)が発生した。裁判所はこの現実を直視し、また、国内の原発において、想定(関西電力が設定した基準地震動)を越える地震が最近10年間だけでも5例が発生しているという事実を指摘し、さらに、3・4号機に係る安全技術および設備について「確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない」と断じた。

その上で、裁判長は原発事故が人格権(生命を守り、生活を維持する権利)や生存権の重大な侵害であり、これらの権利は憲法上、経済活動(原発による発電事業)の自由より優位にあると述べている。また、「このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。」としている。真つ当な判断といえる。

一方、この判決後の6月に、安倍内閣は国土強靱化基本計画を閣議決定した。4つのプレートがひしめき合う、地球上でも稀な地質学的地域に位置し、アジアモンスーン気候下にある日本列島は火山・地震・津波・地すべりなど多くの自然災害に見舞われてきた。それは将来も変わらない。したがって、東日本大震災で破壊された人々の生活環境や自然環境を復興・復旧し、放射能汚染された自然の放射能を除去するとともに、国民の生命や財産を守るために将来の自然災害に備えることには異論のないところである。

しかし、国土強靱化基本計画は災害対策とはうたっているが、この計画は実際には、2012年総選挙の前に自民党が提唱した「10年間で総額200兆円規模のインフラ投資」の具体化であり、公共事業予算の増額を目的にしているところに問題がある。かつて「全国総合開発計画」(1962年から5次にわたったが、10年ほど前に廃止された)という名のもとに国が基本方針をしめし、それに地方を従わせた「日本列島改造論」を彷彿とさせる。「地域のあり方は地域が考える」という現在の地方の時代とは逆行しており、「公共事業に住民・国民の声を反映させる」という自然保護団体の声に反するものである。

北海道には、「全国総合開発計画」による大規模公共事業が盛んだった頃、多くの自然保護団体が協力して、大雪縦貫道路・知床森林伐採・千歳川放水路・日高横断道路・大規模林道などの大規模な自然破壊を伴う公共事業を阻止してきた歴史がある。その経験を学ぶ必要がある。

本当の国富というのは、経済至上主義や科学・技術を過信した、自然や生活環境の破壊をもたらす巨大人工物の造営ではなく、福井地方裁判所が指摘したように、自然豊かな国土とそこに国民が根を下ろしてそれぞれが満足する生活を行うことであり、それらを失ってしまうことが国富の喪失であるといえる。

豊かな国土や健康な生活を守るために、自然保護や生物多様性保全の重要性と必要性を改めて考えるとともに、原発の運転再開や新規建設に反対し、国土強靱化基本計画の今後の展開を注視する必要がある。